

国選弁護制度の基礎報酬の大幅な増額及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明

1 倍田事件、福井女子中学生殺人事件と、相次いで再審無罪判決が出された。また、プレサンス事件、大川原化工機事件など、冤罪事件は跡を絶たない。刑事弁護活動の重要性が改めて認識されている。

このような中、多くの刑事事件が国選事件であることからすれば、国選弁護制度の維持拡充は、冤罪抑止のみならず被疑者・被告人の権利保護の観点から極めて重要である。

しかるに、近時、令和7年1月15日付読売新聞などにおいて、単位弁護士会の当番弁護士制度の登録率の減少が報道されているところ、その理由の1つとして、当番弁護士が接見後そのまま国選弁護人となるケースが多い実情を踏まえ、現行の国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用が低廉であることがあげられている。

会員数1000名弱の中規模弁護士会である当会もまた、被疑者国選及び当番・私選紹介弁護士名簿の名簿登載者数は、近年、減少傾向が続いているところであり、決して他人ごとではない。

2 もとより、弁護士の刑事弁護離れの理由については種々の要因が考えられるものの、そのうちの重要なものの1つに低廉な国選弁護報酬の点があることは否定できない。

司法制度改革により弁護士が増えて自由競争が激化した現在においては、経済的に割の合わない業務が敬遠されることは必然といえるところ、平均的な国選弁護事件の報酬額が10-20万円程度にとどまっている。国選報酬額そのものは法テラス発足以来基本的に増額されておらず、昨今の物価高が反映されていないばかりか、贋写費用や訴訟準備費用、接見交通費といった実費負担についても満額が支払われず、これらについても同じく物価高の影響にて自己負担の費用が増大していくという現行の国選報酬規定が原因で国選登録者数の減少という事態を招いていると言わざるを得ない。

ことに当会においては、多くの弁護士が所在する千葉市から遠方にある警察署も数多いものの、現行の遠距離接見手当はかかる労力を補うのに十分な額とはいえない。また、外国人事件を多く抱える等事案処理に時間を要する困難事件も多数存するが、国選弁護人の複数選任が容易に認められない現状のもと、1人の弁護人が低廉な報酬額で困難事案の弁護に従事しているのが実情である。

このままでは、刑事弁護が弁護士から選ばれない業態となってしまい、結果、被疑者・被告人の権利が十分に護られない事態につながりかねず、極めて危機的な状況につながりかねない

3 このような国費負担の乏しさを受け、当会は独自の制度として、当事者鑑定にかかる費用の援助制度、特別案件における追加報酬支払の制度を有しているほか、国選弁護人の複数選任が認められない事案において、弁護人となろうとする者の地位を有す

る弁護士に対して費用を補助する支援弁護士制度を設けている。これらとは別に、日本弁護士連合会からもまた、謄写費用の補助、当番弁護士の遠距離接見追加費用の補助等の費用が支出されてはいるが、本来、これらの費用は国費で賄われるべきものである。裁判所が国選弁護人の複数選任に消極的原因は、司法予算の不足にもあるとの指摘もなされており、適切な刑事弁護活動を支える確固とした予算措置の議論が必要不可欠である。

4 犯罪を回避するためには被疑者に不任意自白をさせない等充実した被疑者弁護活動が必要であるところ、そのためには起訴前における国選報酬、遠距離接見手当等を十二分なものに拡充する必要がある。起訴後の公判弁護活動を充実させるためには、長期化する審理に見合った十分な基礎報酬額、公判立会い加算報酬を付与することのほか、謄写費用、訴訟準備費用、鑑定に要した費用等実費の全額国庫負担が欠かせない。その他、身体拘束からの解放活動、示談成立、取調べ立会い、社会復帰支援など刑事弁護に関連する多くの活動も存するが、これらに対する対価もその労力に見合ったものへと増額させる必要がある。

国選弁護業務のための国家予算は160億円前後と極めて僅少な額で推移している。膨張を続ける100兆円規模の国家予算に占める割合も年々低下しており、人権保障の経済的基盤の拡充は立ち遅れているというほかはない。

よって、当会は、被疑者・被告人のさらなる権利擁護と公正な刑事司法制度実現のため、国会、法務省、財務省等に対し、国選弁護制度の基礎報酬の大幅な増額及び各種弁護費用の抜本的改善を求める。

2026年2月18日

千葉県弁護士会
会長 金城 未来彦